

議案第66号 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境
の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境
の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明
いたします。

資料の2ページをご覧ください。

本市では廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定
により「一般廃棄物処理計画」を定め、その運用は廃棄物の処理及
び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例に基づいています
が、当時のごみ処理施設の老朽化や環境負荷の低減、財政負担の抑
制を図ることを目的に平成25年9月に「大津市ごみ減量実施プラ
ン」を策定し、有効なごみ減量施策を緊急的に取りまとめて実施し
ました。実施プランにおける事業系廃棄物の減量対策の主なものは
次のとおりとなります。

一つ目は事業系一般廃棄物処分手数料について、10 kgあたり150
円から180円に改定しました。

二つ目は1日あたりの大型ごみの搬入制限を5点までとしまし

た。

三つ目は減量計画書の作成及び提出を義務付ける対象者について、年間50 t以上を搬入する者から、1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者等に見直しました。

四つ目は事業系一般廃棄物管理票制度の導入です。1回あたりの搬入量が200 kgを超えて市のごみ処理施設に自ら搬入する場合、若しくは本市の収集運搬業許可業者に委託する場合、排出場所や廃棄物の種類、数量を記載した管理票を交付しなければならないものとなりました。

資料の3ページをご覧ください。

これらの施策を実施した結果、平成25年度から平成26年度にかけて事業系一般廃棄物の施設への搬入量が約5千5百トン減少しました。その後は2万4千トンから2万2千トンの間で推移し現在に至っております。

資料の4ページをご覧ください。

それぞれの減量施策に対する評価ではありますが、一つ目の事業系一般廃棄物処分手数料の改定で近隣市の料金と均衡を図ることによって、他市から不正に搬入される越境ごみの抑止力を発揮することとなり、ごみの減量に高い効果をもたらしました。資料5ページは

ごみ処理手数料の近隣自治体との比較となります。料金の均衡が図られており、越境ごみの抑制に寄与しています。

資料4 ページに戻ります。

二つ目の大型ごみの搬入点数を制限することにより、家庭廃棄物を装って、多量の大型ごみを搬入する事業者に対してけん制力が発揮されました。

三つ目の事業系廃棄物減量等計画書の作成対象者の条件を多量排出事業者から事業用大規模建築物の所有者等へ変更したことにより、対象事業者が50者から500者に増加しました。

四つ目の事業系一般廃棄物管理票制度の導入に伴い、排出者自らが排出量を確認することにより減量意識が醸成されるとともに、市域を越えてごみが搬入される行為の防止に効果が認められたと認識しています。そのうえで、管理票が果たす役割と管理票が抱える課題、これまでの効果を持続しながら、管理票の制度について検証を行い、結果を次の3つに集約しました。

1つ目は管理票制度により排出者において、廃棄物処理のコスト意識が高まり、適正処理行動が定着化したこと

2つ目は管理票の作成や交付、保管に係る費用や事務負担が事業者内で顕在化したこと

3つ目は管理票に記録される排出量についてはごみ処理施設が保有する搬入データで捕捉することが可能であること

以上のことから、導入当初に比べて、事業系一般廃棄物管理票の必要性が低下しているとの結論を導きました。

資料の6ページをご覧ください。

今回の条例改正は、事業系一般廃棄物管理票を廃止することに伴い、関係条項を削除するものです。なお、施行日は、排出事業者への周知期間を設けるため、今年7月1日としています。

資料の7ページをご覧ください。

条例改正後におきましても、これまで実施してきた減量施策を継続しつつ、管理票廃止後の新たな対策として、施設の搬入量データの変化により事業者ごとの搬入量の増減を確認しながら、搬入物に対する検査を定期的を実施し、また減量計画の作成や取組みの履行を促して適切な指導に活用していきます。

以上で資料の説明を終わります。